

## いわみ燃料クーポン取扱事業者募集要項

### (目的)

第1条 この要項は、燃料価格高騰対策緊急支援事業実施要綱（令和7年1月16日制定。以下「要綱」という。）に基づき発行するクーポン券（以下「クーポン」という。）を取り扱うことができる事業者（以下「取扱事業者」という。）の募集及び登録に係る手続等について、必要な事項を定めるものとする。

### (登録資格)

第2条 取扱事業者として登録できる者は、町内に本社、事務所又は営業所等を置く事業者とする。

### (取扱品目)

第3条 取扱事業者がクーポンにより販売できる取扱品目は、ガソリン、軽油、灯油及び混合油（以下「燃料」という。）とする。

### (取扱事業者の登録申込)

第4条 取扱事業者の登録を受けようとする者は、いわみ燃料クーポン取扱事業者登録申込書（様式第1号）（以下「取扱事業者登録申込書」という。）により、令和7年2月28日までに申し込むものとする。

### (取扱事業者の登録)

第5条 町は、前条の規定により提出された登録申込書の内容を審査し、取扱事業者の登録を行うものとする。

2 前項の規定により取扱事業者を登録した場合は、いわみ燃料クーポン取扱事業者登録証明書（様式第2号）を当該取扱事業者に対して交付するものとする。

### (クーポンの取扱)

第6条 取扱事業者は、クーポンを持参した者に対し、令和7年4月30日までの間において券面記載額相当の燃料の販売を行うものとする。

### (クーポンの換金)

第7条 前条によりクーポンを取得した取扱事業者は、いわみ燃料クーポン換金請求書（様式第3号）及び当該クーポンを提出し、町に換金を申し出るものとする。

2 換金の申し出は、令和7年5月15日まで行うことができるものとする。

3 換金に伴う支払いは、町が別に指定する日に行うものとし、当該取扱事業者の公金登録指定口座に振り込むものとする。

### (取扱事業者の責務)

第8条 取扱事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 取扱事業者であることが分かるよう、見やすい場所に町が交付する取扱店証を掲示すること。

(2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判明するクーポンあるいは大量に持ち込まれる等不正に使用されることが明らかなクーポンの受け取りは拒否すること。

なお、その際、その事実を町に速やかに通報すること。

(3) クーポンを受取った場合は、再流通を防止するため、券の裏面に事業所名の記載又は押印をすること。

(取扱事業者の禁止行為)

第9条 取扱事業者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 第6条に定める取引において、クーポンの受取りを拒むこと。

(2) 登録証明書を第三者に譲渡すること。

(3) クーポンを第三者との間で交換、譲渡又は売買すること。

(取扱事業者の登録の取消)

第10条 取扱事業者が本要項に違反する行為を行った場合、町は当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(経費の負担)

第11条 この要項に定める登録の申込み及びクーポンの取扱いを行うに当たって要する経費は、取扱事業者の負担とする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和7年1月16日から施行し、令和7年5月31日限りその効力を失う。